



ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-005 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

まだまだ暑い日が続いています。
新型コロナウイルスの影響もあり、今年はレジャーを満喫することもできず、何とも不完全燃焼な夏休みでしたね。
夏休みの間、宿題の定番“アサガオ”が我が家におりました。世話を怠ったわけでもないのに、休み序盤からみるみる元気がなくなるアサガオ。
枯れてしまうのではと焦り調べてみると、強すぎる日差しもよくないみたいです (!) 慌てて日陰へ避難させたところ、無事に復活しました。
今年は秋の訪れが遅いようなので、私達も体調には気を付けていきたいですね。(事務員 S)
それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

組織と人を成長させる！ 『1 on 1ミーティング』

◆1 on 1ミーティングとは

働き方改革・テレワークの浸透などで、社内コミュニケーションの重要性が再認識されています。そこで注目されているのが、『1 on 1 (ワンオンワン) ミーティング』です。単に『1 on 1』と呼ばれることもあります。
これは、上司と部下が1対1で行う面談です。1回の所要時間は30分~1時間程度で、1週間や1か月ごとなど定期的に行うのが特徴です。外資系企業やスタートアップ企業等では、すでに文化として定着しています。
話し合う内容は、企業によってさまざまです。現状の確認や、業務上の小さな気づきや困りごと、今後の目標、プライベートについてなどが多いようです。人事評価のための面談とは異なり、その場で評価することはしません。定期的に対話を行うことで、上司と部下の関係性を深めながら、部下自身の気づき・成長を促すことが目的です。

◆どのような効果があるか

『1 on 1ミーティング』は、以下のような目的をもって行うと、大きな効果があるとされています。

- ① 部下の成長を促す
『1 on 1』では、上司が問題や解決策を教えるのではなく、対話の中で部下が自ら気づくことを求めます。これにより、自らの課題について主体的に考え、行動できるようになります。
- ② 上司の成長を促す
『1 on 1』における上司の役割は、部下の考え・感情を汲み取り、適切な方向に導くことです。聞く力を磨くことで、部下を育成する力を高めることができます。
- ③ 組織の成長を促す
上司と部下が信頼しあい、なんでも話せる組織を作ることができます。こういった組織では、状況把握や適切な人材配置が行いやすくなり、イノベーションを生み出すことにも繋がります。
また、不満や不安にいち早く気づくことができ、定着率の向上にも役立ちます。

飲み会や喫煙所等でのコミュニケーション機会が減少し、テレワーク等で顔を合わせることで減っている昨今、かつてより意識して社内コミュニケーションをとる必要があります。そのための仕組みとしての『1 on 1ミーティング』の導入を考えてみてはいかがでしょうか。

**台風や秋雨前線の影響に要注意！
早めに防災対策を講じておきましょう！**

◆防災対策の見直しは8月中に！

備蓄等の防災対策はできていますか？
例年、9月は台風に加えて秋雨前線などの影響で雨量が増加する時期であり、土砂災害や河川の増水などに注意が必要です。今夏の大雨による被害も念頭に、8月中に、改めて自社の防災対策について見直しておきたいものです。

◆企業が備蓄すべき物資

企業における防災対策の1つの目安として、東京都では、災害時に従業員が施設に留まることができるよう、雇用の形態を問わず事業所内で勤務する全従業員について、3日分の水、食料、その他の必要物資(ヘルメット、毛布、ビニールシート、簡易トイレ、衛生用品、医療薬品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等)の備蓄を行うことが努力義務とされています。
都条例によると、水は1人当たり1日3リットル(計9リットル)、食料(アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺等)は1人当たり1日3食(計9食)分を用意する必要がありますから、これを保管しておくスペースを確保しておく必要もあります。その際、備蓄品が障害物となるなど消防法等に違反することのないよう、注意しなければなりません。
また、企業が所在する場所によっては、たとえば浸水などにより必要な時に使うことができなかったということのないよう、備蓄品の保管場所の分散も検討しましょう。

◆新型コロナウイルス対策のための「+α」

加えて今年は、特に新型コロナウイルス対策への準備も必要です。十分な量のマスクやアルコール消毒液、体温計を、備蓄品にセットしておきたいものです。
すでに備えをしているという企業でも、見落としがちなポイントですから、改めて自社の備蓄品を確認してみてください。

9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

- 10日**
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 30日**
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [職安]
 - 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [職安]

